



ひまわり

No.74

発行日 平成28年6月30日
発行者 葛飾区保護司会
発行所 葛飾区南水元2-13-1
水元学び交流館内2階
TEL 5876-3435

第66回 **社会を明るくする運動** **7月17日(日)**
午後1時より **かつしか区民の集い**

**立直りを支える
地域のチカラ**
**人はみな
生かされて
生きてゆく**

主催/法務省 ㊟

おかえり。

立ち直りを決意したひとを、決してあやまるに誤さない。
あなたの「おかえり」のチカラで、支えあう社会へ。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第66回 **社会を明るくする運動**

葛飾区 葛飾区 葛飾区 葛飾区

**犯罪や非行のない、
誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、
地域に暮らすみんなの願いです。**

かつしか 区民の集い

平成28年7月17日(日) 於 かねあり リリオホール

第1部 (13:00)

開会の辞 葛飾区保護観察協会会長
主催者挨拶 葛飾区長・東京保護観察所長
来賓紹介 区議会議員・衆参院議員
ハガキによるメッセージ報告
葛飾区善行青少年表彰
閉会の辞 葛飾区保護司会会長

第2部 (13:55)

少年の主張発表
アトラクション
金管バンド 区立堀切小学校
吹奏楽 区立青葉中学校
フィナーレ 「愛をみんなで」
慰問品贈呈・抽選会

充実した保護司会の地域活動について

～研修会の発表原稿より

鈴木 喜代子

私共では、毎年七月に保護司会で行われております「社会を明るくする運動」の強化月間に合わせて、地域の青少年育成柴又地区委員会と共催で児童生徒の意見発表会を開催しております。意見発表会には地域の五校の小学校、三校の中学校から其々二名ずつ、計十六名が参加しております。テーマについては「社会を明るくする運動」の趣旨に添った内容でとお願いしています。出場できるのは各校二名ですが、学校側では社会を明るくする運動についての意識を高めるため、対象学年全員に作文を書かせていると伺っております。

二十七年年度の意見発表は七月十一日(土)午後一時三十分から四時三十分、葛飾区立柴原小学校の体育館をお借りして行われました。当日は先ず主催者側から「社会を明るくする運動」についての趣旨説明を行い、続いて子どもたちの意見発表が始まりました。発

表時間は一人五分と決められています。社会を明るくする運動についてのとらえ方は子どもによつて様々ですが、今年度はゴミの問題、マナー、挨拶、いじめ、思いやりなど友達や地域のなかでの人との関わり大切さを訴えた内容が多くありました。また、冤罪という難しいテーマもありました。

聴衆の参加者は大人が多く大人約二百八十名、子どもが六十名、合わせて三百四十名を超えました。体育館は大勢の参加者で、当日は暑いさ中でもあり熱気に包まれて大変暑かったのを覚えております。皆さん大変熱心に聞き入っております。

発表の後、講評があり、小学校と中学校から其々代表一名の校長先生が、発表者一人ひとりに丁寧なメッセージを贈られました。この励ましのメッセージは子どもたちにとつて、今後の強い自信につながるものと思います。この後、地域

のクラブで頑張っているバトンクラブの子どもたちの可愛い演技が披露され、とかくかたくなっていた会場が暫く和らぎました。これは地域で頑張っている子どもたちにスポットを当てて紹介する目的でもあります。毎年出演する子どもたちが成長していく姿が見られ、ほほえましく感じました。最後には主催者側から、意見発表者とパトンの皆さんに賞状と図書券が贈られ、この後、記念撮影が行われ終了となりました。

この活動を通じて、地域の団体や学校、PTA、子どもたちとふれあい、協働することで一体感が強く生まれ、お互いの理解が深まりました。特に学校やPTAの協力体制の強さは私どもの自慢でもあります。また聴衆者には大人が多いことで、子どもから大人へのメッセージを強く受け止めて頂く事ができ、また社会を明るくする運動について大勢の皆さんに理解を深めて頂けたのではないかと感じております。

この活動は、直接的な犯罪、再犯防止運動ではありません

が、この地域社会をどうしたら明るく、安心して住める街にできるか、子どもたちは自分に何ができるか、何が必要かを真剣に考えて発表に臨んでおります。

このことから、私たち保護司はこの子どもたちの思いを強くしつかりと受け止めていかなければなりません。そのためには地域の学校や他の団体である地区委員会や民生児童委員会などと連携した活動が必要であると考えております。

それらを含めて、私たちの地域では中学校の生徒の面接指導や学校でのあいさつ運動にも他の団体と一緒に参加しております。あいさつ運動では先生方と一緒に子どもたちの登校を待つ大きな声で「おはよう」の声掛けをしています。子どもたちに顔を覚えてもらい身近なおじさん、おばさんになることも大切ではないかと思うからです。

このように私たち葛飾区の保護司は地域のお仲間と一緒に小さな一歩がやがて大きな力となり、犯罪や、非行の無い明るい町づくりにつながることを信じて活動を行っております。

協力雇用主とは

保護観察官 山岸 繁

協力雇用主は、犯罪や非行などの前歴のために就職が困難な保護観察又は更生緊急保護（刑務所満期出所者等）の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主と位置づけられています。

保護司や更生保護施設が、知人等の事業主に対象者の就職を依頼したことが始まりで、保護観察所、保護司会、更生保護施設において雇用の社会資源として「協力雇用主会」等の名称で組織化を図ったもので長い歴史があります。

バブル崩壊後の厳しい経済情勢の中で、再犯防止対策の観点から無職者対策が喫緊の課題となり、平成十八年度から法務省（保護観察所、矯正施設）と厚生労働省（労働局、公共職業安定所）が連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、総合的就労支援対策を開始しました。

公共職業安定所が行う職業紹

介においては、保護観察所に登録された協力雇用主を活用することとされ、保護観察所では新たな協力雇用主を掲載した名簿を随時公共職業安定所に送付しています。

平成二十年六月、保護局長通達において、各保護観察所は協力雇用主が参集する組織の設立を促進し、地域の経済団体、業界団体、主要企業等に対し参画するよう働きかけることとされています。

一部の善意の事業主によって支えられてきた協力雇用主の枠組みは、社会一般の理解と協力を得て、社会全体に広げることが求められるようになりました。

平成二十年九月、経済団体、大企業が中心となり、「全国就労支援事業者機構」が全国規模の組織として設立されました。

さらに、地方単位の都道府県就労支援事業者機構が全国五十か所に設置され、各保護観察所と連携し、協力雇用主の開拓と事業主への支援活動等を行っています。

地区民生委員・

児童委員との連携

保護観察官 井野 美和子

民生委員・児童委員の活動は地域に根差し、本人の相談に乗り、状況によっては各関係機関につなぎ、地域の協力を得ながら支援していき、本人の立ち直りや生活の安定を見守っていくことです。立場は違いますが、

民生委員・児童委員、保護司も目指すところは住みやすい地域、環境の良い社会であり、一緒かと思われず。民生委員・児童委員とは諸所の活動で一緒にすることがあり、地域でも顔馴染みです。民生委員・児童委員は相談者と関係機関とのパイプ役をしており、相談先を教えたり、一緒に相談に行ったりして、相手から求められる立場になります。一方、保護司は対象者にアプローチする立場もあり、同じ相談役と言っても多少の違いがあります。また、管轄する機関が違いため、それを越えた結びつきはお互いをよく知る必要があります。対象者の中

には民生委員・児童委員の方がお世話になっている人もいますが、保護観察を受けていることを福祉や学校には黙っている人も多く、本人の同意を得ずに他機関に相談できませんし、多くの機関に自身の情報を知られることにためらいのある人もいて、そのことが連携を難しくしている一面があります。

私が考える連携の仕方としては、色々な会議等と一緒にした時に、地域を良くしていくための地域の情報交換を今まで以上にしていたら、また、保護司と民生委員・児童委員を兼ねている方も多くいらっしゃると思いますので、お互いの状況を知っている立場から、地域によって現状は違うと思いますが、実際にはどのような連携がしていいのか、まずは身近な仲間と話し合い、検討することから初めて欲しいと思います。



社会貢献活動について



保護観察官 石川 亜弓



「自分はどうせ誰からも期待されていない」「周りの人とうまくやっていけない」と感じている保護観察対象者に対し、どのように関わっていくことができるでしょうか。昨年6月から本格実施している社会貢献活動について説明します。

○社会貢献活動の目的

社会貢献活動は、社会に役立つ活動を通して自己有用感、社会性、規範意識を育み再犯防止や改善更生につなげていくことを目的にしています。

○活動内容

東京保護観察所では、①駅前等の清掃活動 ②福祉施設での補助作業 ③切手整理活動 ④農作業等大きく分けて4種類の活動を行っています。都内に約30カ所の活動先があります。

○社会貢献活動の意義

まず、活動に参加した対象者の言葉を紹介します。「ボランティアに初めて参加

した。役立つことができてもよかったし楽しかった。」「(活動以降)車いすを利用する人を見ると気にかけるようになった」「(清掃で側溝のふたを開け)気持ち悪い。でも誰かがやらないといけないことだから。」「暑くて大変だった。でも街がきれいになって良かった。」「参加し続けることで再犯から遠ざかった生活ができています(約30回参加。現在も継続中。)」

社会貢献活動の意義として3つのことがいえると思います。

一つは「体験の力」です。実体験を通して視野を広げることができるとです。テレビ、パソコンや携帯などで私たちの生活は情報で溢れています。実際にやってみなければ気づけないことや、実際に取り組むことでしか得られない達成感があると思います。

二つめは「人との触れあい」です。対象者の多くは日常生活

で交流する人が限られており、たとえ友人が多数あっても似た境遇や価値観であるなど限定的な人間関係であるといえます。社会貢献活動では施設利用者の方との交流の他、保護司や保護観察官と共に作業をすることで生まれる連帯感、人との触れあいの幅を広げる貴重な機会になっています。就労・就学が困難で社会とのつながりが乏しく孤立している対象者について、特に本活動が有効であると感じます。

三つめは「多面性の発見」です。面接場面では現れることのない対象者の表情や行動、発言が社会貢献活動を通して生き生きと表出されることが多々あります。処遇者にとつて発見であるばかりでなく、もしかしたら対象者本人もこれまで気づかなかった自分の一面であるかもしれません。



かつしかの社会貢献活動



三月十七日午後二時より、特別養護老人ホーム「奥戸くつろぎの郷」にて社会貢献活動部の活動がありました。当日は対象者一名の参加もあり、田中観察官を含め、七名での作業となりました。

毎回当日の作業内容を伺って行いますが、今回は各部屋のドア裏のほこり取りと掃除機がけ、ベッドや手すりの雑巾がけでした。いつもなら二階と三階の二組に分かれるのですが、その日は三階にインフルエンザの方がいるため、二階のみの作業となりました。

「日中は二十度位になる」という天気予報の通り、暖かい日だったため、一同皆うっすらと汗をかき、終了後に飲んだ冷たいお茶が一層おいしく感じられました。

最初は緊張した面持ちだった対象者も、もくもくと作業を行い、終わった後には達成感と満足げな表情をしていました。

中川堤の観桜会



三月三十日(水) 青戸慈恵医大病院裏の中川堤で、葛飾区保護司有志が「観桜会」を開催しました。「更生の桜」は、十四年目を迎え遅しく成長していますが、肝心の花は一分咲きで、しかもうすら寒い曇天でした。

気を取り直して各自持ち寄りの豪華料理(?)を並べて、十二時から宴会を始めましたが、いかにせん肝心の花が咲いてないので、盛り上がりには欠けた宴会に成りました。予報では満開だったのに、とほほ!

二時には、後片付けをして帰路につきました。



2016. 6. 30

シリーズ 葛飾さんぽ ⑪ 亀有・青戸の二つの守護神社

青戸に引越しをしてから三十数年が経ちました。最近両地域を取り巻く周辺の様相が変わってきたなとしみじみ感じる。その中で殿として時代の推移を只管見守ってきた二つの神社を今回ご紹介する。



青砥神社

葛飾区を流れる荒川、中川、江戸川と三本の川の真ん中にある青戸地区の中川大橋と下流の高砂橋のやや上流側にある青砥神社の由来と香取神社の両社です。古くから地元では有名な神社として今でも根強い参拝者と、多くの氏子たちに支えられて青戸と亀有地区に燦然と輝きを放っております。私自身の守護神と崇め青砥神社に足しげく通っています。

葛飾区史によると青戸村の条には

「三社明神社 村の鎮守なり。白鬚諏訪、稻荷の三社を祀れり。天正四年起立。青砥神社の由緒にも天正四年の創始とあり、当初は猿田彦命、建御名方命、倉稻魂命の三柱を祀り、三社明神と称していた。明治五年社格制定に際して白鬚神社と改め、さらに昭和十八年九月、旧青戸四丁目鎮座の白山神社を合祀して青砥神社と改称し、ついで昭和三十五年、付近の高木、八幡、北野、葛飾稻荷、水神社の五社を合祀し、更に昭和五十三年の環状七号線の工事に伴い藤綱神社を合祀し、祭神は九柱となった。現在の社殿は昭和三十六年に造営され、境内にはイチョウ・マテバシイ・ケヤキ・モッコクなどの大樹が鬱蒼と茂っています。例祭日は九月九日で、青戸・白鳥地区を氏子としている。

一方、水戸街道の北側、イトーヨーカ堂亀有リリオ近くの香取神社に目を移すと、同じく葛飾区史には以下の紹介が記されている。

元香取宮と称し創立の由緒は古く建治二年(一二七六年)香取神宮の分霊を勧請し、その神領地である葛西御厨亀梨郷(亀有)の産土神として祭つたものである。当社は創立以来、亀有の鎮守として郷民の崇敬をあつめ、元禄八年の検地帳によると

社地内外五三七坪を除地とされた。昭和四十九年九月地元氏子有志により新しく社殿が造営された。境内には文化二年(一八〇五年)正月屋代弘憲の書なる「玄恵之井記」の碑がある。例祭は九月中旬の土曜日と日曜日に行われ、亀有一帯を氏子としている。以上葛飾区史からの援用をもとに、それぞれ二社の宮司に内容の確認をしていただいた。

閑話休題。縁は異なるものさして味なもの、袖振り合うも他生の縁、昭和落語会の巨匠・六代目三遊亭園生が、数々の名高座の冒頭で述べた、落語のマクラの部分を集めた「嘶のまくら」の中にある。葛飾区で生まれ育ち仕事もさせて頂いた自分にとって二つの神社は縁が深く、葛飾区史の文献を紐解く良い機会となりました。(文と写真 山田安孝)



香取神社

一期一会

島村孝昌

私が保護司を引き受ける前は
青少年委員を三期(六年間)務め、
退任していました。

青少年委員の貴重な経験を地
域で活動したいと思っていたそ
んな折に、当時保護司でありま
した松田光子様より保護司のお
話しを頂きました。その時に思っ
たことは、罪を犯してしまつた
青少年達の相談相手として少
しでも手助けが出来ればというた
いへん軽い気持ちで承諾をし
ました。

ところが新任保護司としての
研修を受ける中で対象者が私が
思っていた青少年だけではない
ことを知りました。

十四年間保護司として対象者
と向き合い研鑽を重ね、地域活
動部、金町分区長等の体験をし
たことは私にとって大切な宝物
になっています。

その間いろいろな世代の対象
者と面接をする中で、私は常に
「二期一会」の気持ちを大切にし
ていました。多くのケースの中
で今でも強く印象に残っている
のはA君の件です。

「万引」で保護観察となったA

君はきちんと約束の時間に来て
いたのがある日ばったりと来な
くなり、電話をかけても不通で、
仕事先の寮に訪ねようとした矢
先に警察署から友達に誘われて
「ひったくり」の件で留置されて
いるとの電話が入りました。母
親が仕事の都合で下着を持って
行く時間が無いとのこと、私
が会いに行く際に持つていくこ
とになりました。

A君に下着を渡した時の彼の
顔は、今でも忘れられません。
涙をいっぱい溜めて、後悔・

保護司になつて

(保護司T)

「新しい朝が始まる 陽の光が
まぶしい すがすがしい朝だ...」
新しいことを始める時、そんな
気持ちになるのは、これから始
まることに對する期待の気持ち
が大きいからかも知れません。

私が保護司に委嘱されてから、
研修を経て色々な活動を通じ、
ようやく気持ちの上でやってい
けそうだと思ひ始めた頃、初め
ての環境調整と保護観察の依頼

謝罪・不安・感謝の入り交じつ
た瞳が私をじつと見つめていま
した。そしてうしろ姿。

その後、離婚して他県に住ん
で居る父親が引き受け人となつ
たので、私の手から離れてしま
いました。今、彼が幸せに穏や
かに生きていることを念じてい
ます。

私は保護司を退任し、無事に
大役を終えることが出来ました
のも、保護司の仲間や地域の皆
様の温かいご指導・ご支援のお

が参りました。

一般的に「白い目で見る」「色
眼鏡で見る」という言葉が様々
な状況でよく表現されます。日
常的にそのような偏見や先入観
を持たずにモノを見、話を聞く
というのは、保護司の職務にお
いてのみならず、人として難し
くとても大事なことだと思いま
す。

保護司の立場上、対象者等の
資料が多く送られてきます。基
本的な文章力や表現力の問題も
あるでしょうが、内容によつて

かげと深く感謝しております。

この度桐友会に入会させて頂
きました。これからも「一期一会」
の精神をこころして、犯罪を犯
してしまつた人達や、思いがけ
ずに犯罪に巻き込まれ被害を受
けた方々の相談相手として心の
ケアにも参加したいと願つてい
ます。

十四年間の皆様方との素晴ら
しい、有難い出会いをこれから
も大切にしていきたいです。誠にあ
りがとうございます。

は「きちんと生活しているか」「不
都合はないか」該当する対象者
と頻繁に話をし、保護観察対象
者の社会復帰へと貢献できるよ
うに、更生・保護の手助けをし
ていかなければならないと考え
ています。

またその一方で、犯罪に関わつ
た人と接触を持つ活動が、現実
的に危険を伴うものではないか
：という不安が、ましてや家族
を持つ者にとっては消せないの
も事実であることでしょう。

しかし、この複雑化していく
社会において、犯罪の低年齢化
が一番残念なことです。犯罪の
ない「明るい社会」が早く実現
できるよう願っています。

分区分聞

水元分区分区だより

水元分区分長 八幡 俊昭



現在、男女合わせて十三名の保護司で活動しています。今期は二名の男性保護司が退任し、とても残念なことです。新任保護司の発掘を常に考えていますが、なり手がいないのが現状です。

平成二十五年度には三人の新しいメンバーが加わりました。しかしながら、まだ足りない状態で、あと三、四人の増員を考えています。

水元地域には連合町会が二つに分かれ、平成二十六年は西水元連合町会の会議に参加させて頂き、保護司の活動を理解していただきました。

平成二十七年は水元連合町会の会議に参加、保護司の活動を紹介したDVDなどを鑑賞して親睦を兼ねた意見交換をし、保護司発掘の依頼をしました。

七月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。水元公園では菖蒲祭りが行われ、土、日にかけては人の出入り

も多く、保護司の広報活動を行うには絶好の場でもあり、毎年この場所では千枚程、ティッシュ等の配布を行っています。

年間行事の一環としては先輩達が受継いできた「学校との連携事業」が毎年開催されます。これは水元分区分内、小、中、高のPTA会長、学校長、他に青少年育成地区委員会会長、保護観察所の観察官、保護司会会長を含め、四十名程の参加で行っており、あらかじめテーマを決め講師に話をして頂きます。その後、各グループに分かれて意見交換を行い、話し合った結果をまとめ、グループの代表が発表、最後に講師の総評を頂くと言うものです。話し合いが終了した後、親睦の場を設けています。ここでは学校や地域の様子が話題に登りますので大変参考になります。

平成二十八年度

葛飾区保護司会事業計画（事業推進重点方針）

保護司活動並びに保護司会活動の充実

- ① 犯罪予防活動の実践
- ② 再犯防止に係る処遇の効果的な実践
- ③ 地方自治体並びに地域・学校との連携強化
- ④ 新任保護司の安定的確保
- ⑤ 社明運動の効果的な実践
- ⑥ 就労支援に伴う関係機関、団体との連携推進
- ⑦ 社会貢献活動への協力
- ⑧ サポートセンター運営管理の充実
- ①②に基づき、以下の諸行事を実施する

（保護観察所が開催する諸行事への参加）

- ① 新任保護司研修
- ② 五月二十五日付 二日間
- ③ 九月一日付 二日間
- ④ 十二月二十二日付 二日間
- ⑤ 年次研修
- ⑥ 処遇基礎力強化研修 二回

- ② 指導力強化研修 二回
- ③ 特別研修

- ① 保護司会運営に係る研修協議会
- ② 社会貢献活動について
- ③ 薬物事犯対象者の処遇について
- ④ 発達障害等を持つ対象者の処遇について

（葛飾区保護司会が開催する諸行事）

- ① 社会を明るくする運動による犯罪予防活動
- ② 駅頭一斉活動、地域活動、「かつしか区民の集い」の実施
- ③ 協力雇用主等の積極的な確保と組織化を進める
- ④ 社会福祉施設等における社会貢献活動の研修、処遇を整える
- ⑤ 広報紙「ひまわり」の発行
- ⑥ 管外研修、施設研修
- ⑦ ハガキでのメッセージ運動の充実

会務報告

〔人事の件〕

○平成28年5月30日付
新任保護司3名



和泉 武彦殿
(亀青分区)



腰塚 幸男殿
(奥戸分区)



石井 玲子殿
(奥戸分区)

内田 早月殿
(金町分区) ※足立区より移籍

東京拘置所矯正展
10月1日(土)

100店舗が出店する予定です。保護司会は、ヨーヨー釣りや飲み物などを計画しています。

平成28年度 定時総会

葛飾区保護観察協会と葛飾区保護司会の合同定時総会が5月18日、テクノプラザかつしかで開催された。

岩田敦子保護司会会長は「会長を務めて二年間たち、今まで見えなかった保護司会の活動、とりわけ分区が色々な動きをしていることを知るようになりました。一人ひとりの地道な活動が保護司会を支えていることに、心を強くする思いがしています」と語り、会員の協力に感謝の気持を表した。

その後議事に移り、27年度事業経過報告、収支決算報告、監査報告が審議了承された。続いて28年度事業計画、事業予算が示され審議了承された。

保護観察協会においては、会長であった浅川弘人氏が退任し顧問に就任した。新たに佐藤勝範氏(佐藤化成(株)会長)が会長に就任した。

平成28年度 各部の活動

① 研修部

地域定例研修

- 1期 少年の保護観察
 - 2期 刑の一部執行猶予制度
 - 3期 家族への働きかけ
- その他、自主研修・特別研修

② 地域活動部

第66回社会を明るくする運動を推進する。駅頭での一斉広報活動(7月1日)を実施する。プロジェクトを利用した講習会で、犯罪予防活動、地域活動を行う。

③ 広報部

広報紙「ひまわり」74号・75号を編集発行する。

④ 協力組織部

BBS会員の拡充強化と、助言等の活動を行う。協力雇用主の積極的な確保と組織化を進め就労支援の推進を図る。

⑤ 社会貢献活動部

青少年の健全育成に関する環境整備と地域社会の浄化を推進する。特別養護老人ホームに於ける活動の研修と処遇を整える。



編集後記

四月、熊本地震により甚大な被害が発生した。直下型のため、多くの家屋が破壊され、道路、電気、水道等のライフラインも大きな被害を受けた。

それから一カ月後、五月九日新聞夕刊に「教室に笑顔戻った―休校していた県内の学校の多くで、授業が再開した」の記事を見た。同じ日テレビのニュースに、登校した女子中学生が教室で再会し、友人と手を取り合って喜んでいる姿を目にした。ただうれしかった。通学路に落石の危険があり、転校した新しい学級で「友だちをたくさん作りたい」と話す小学生に、「負けるな 頑張れ」と、自分の拳を握る。

元プロ野球選手K氏に裁判官は「あなたは一人ではありません。一日でも早く立ち直り、人の役に立つ存在となることを期待しています」と説諭した。固い決意で、やり直してほしいと願っての言葉である。